

平成29年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めている。

平成29年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

- 新規救済手続開始件数 19,533件（対前年比 0.5%増加）
- 処理件数 19,722件（対前年比 0.9%増加）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、5年連続して過去最高件数を記録
2,217件（対前年比16.1%増加）
- ② 学校におけるいじめに関する事件数が、前年を下回るも7年連続して3,000件を超え高水準で推移
3,169件（対前年比 6.0%減少）

1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

(1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は19,533件であり、対前年比で90件（0.5%）増加した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,051件（対前年比328件（6.1%）減少）
- ◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が14,482件（対前年比418件（3.0%）増加）

(2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は19,722件であり、対前年比で169件（0.9%）増加した。

（内訳）

◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,081件（対前年比517件（9.2%）減少）

◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が14,641件（対前年比686件（4.9%）増加）

処理内識別にみると、「援助」^(注1)が17,845件（全処理件数の90.5%）で最も多く、次いで「要請」^(注2)が672件（同3.4%）、「説示」^(注3)が88件（同0.4%）、「調整」^(注4)が23件（同0.1%）となっている。

このほか、「措置猶予」^(注5)が10件（同0.05%）、「侵犯事実不存在」が17件（同0.09%）、「侵犯事実不明確」が994件（同5.0%）、「啓発」^(注6)を行ったものが42件（同0.2%）ある^(注7)。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注6）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

（注7）事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,815件で、前年に比べて75件（4.3%）増加した。

2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

(1) 暴行・虐待事案（図3, 4）

暴行・虐待事案は3,219件（対前年比11.0%減少）で、全事件数の16.5%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、486件（対前年比17.1%減少）である。

(2) 学校におけるいじめ事案（図3, 5）

学校におけるいじめ事案は3,169件（対前年比6.0%減少）で、全事件数の16.2%を占め、7年連続して3,000件を超えており、依然として憂慮すべき高水準の状況で推移している。

(3) 住居・生活の安全関係事案（図3，6）

住居・生活の安全関係事案は2,909件（対前年比18.9%増加）で、全事件数の14.9%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が47.0%（1,367件）を占めている。

(4) プライバシー関係事案（図3，7）

プライバシー関係事案は2,705件（対前年比9.4%増加）で、全事件数の13.8%を占めている。全体の件数が減少する中、本類型は増加傾向にある。

このうち、インターネットによるものの割合が73.9%（1,998件）を占めている。

(5) 労働権関係事案（図3，8）

労働権関係事案は2,064件（対前年比2.6%減少）で、全事件数の10.6%を占めている。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が62.5%（1,290件）を占めている。

(6) 強制・強要事案（図3，9）

強制・強要事案は2,022件（対前年比1.0%増加）で、全事件数の10.4%を占めている。

(7) 教育職員関係事案（図3，10）

教育職員関係事案は1,284件（対前年比5.3%減少）で、全事件数の6.6%を占めている。

このうち、体罰事案については、263件（対前年比41.3%減少）である。

(8) 差別待遇事案（図3，11）

差別待遇事案は785件（対前年比14.9%増加）となった。

内訳では、障害者に関するものが272件、同和問題に関するものが86件、外国人に関するものが84件、高齢者に関するものが71件、疾病患者に関するものが44件となっている。

このほか、性同一性障害に関するものが17件、性的指向に関するものが6件ある。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は2,217件（対前年比16.1%増加）で、5年連続して過去最高^{（注8）}となった（詳細は別添6）。

（注8）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高になる。
なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。

4 添付資料

- (1) 平成29年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成29年）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料（別添4）
- (5) 「インターネット人権相談」統計資料（別添5）
- (6) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」（別添6）

図1

人権侵犯事件の新規開始件数の推移

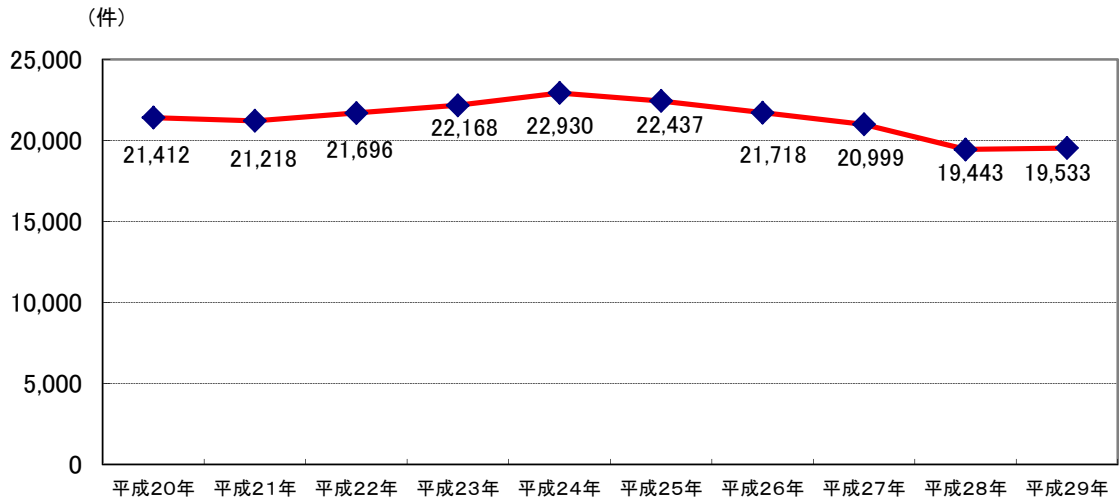


図2

人権侵犯事件の処理件数の推移

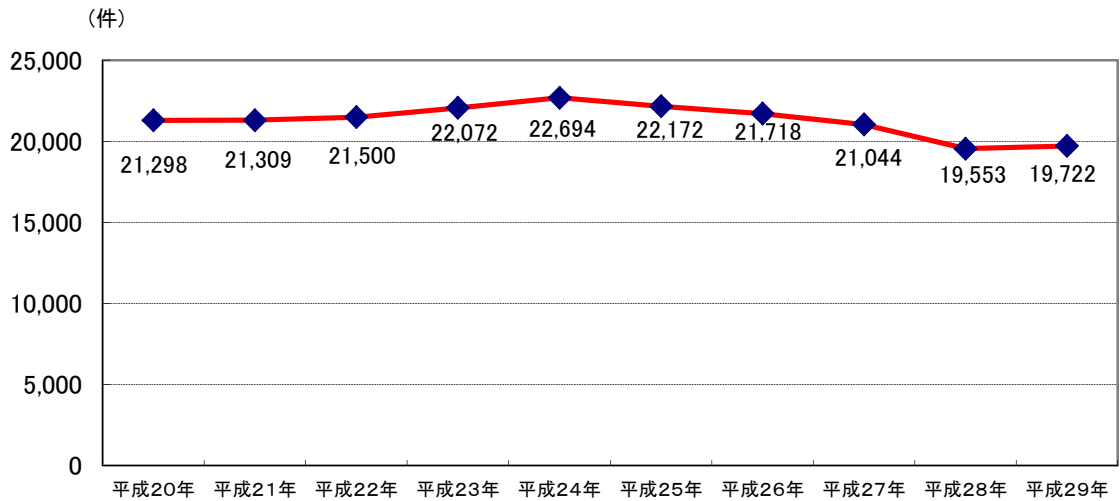


図3

人権侵犯事件の種類別構成比の比較

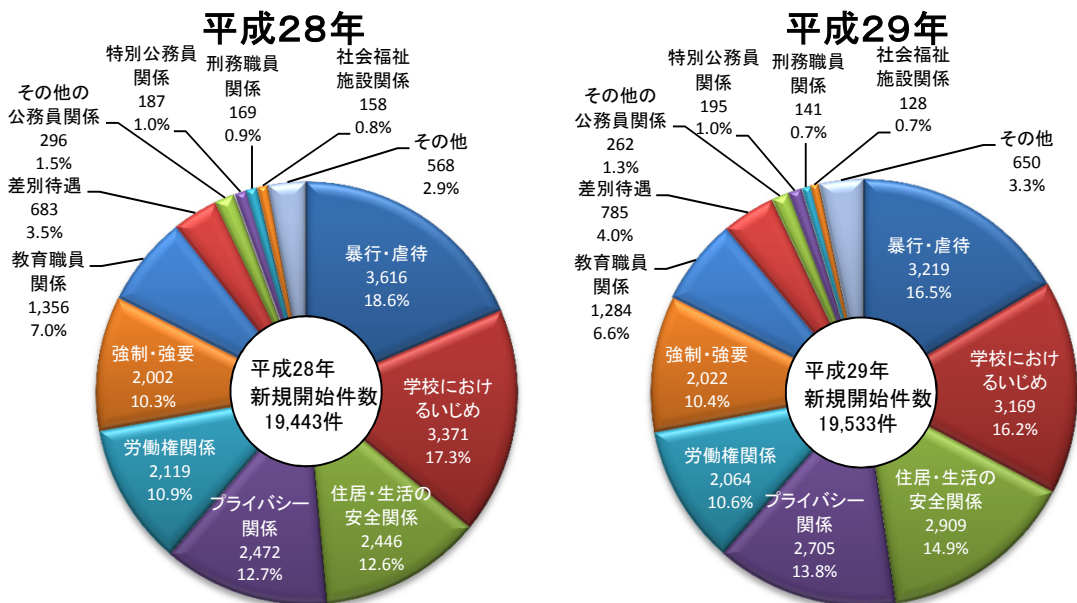


図4

暴行・虐待事案の推移

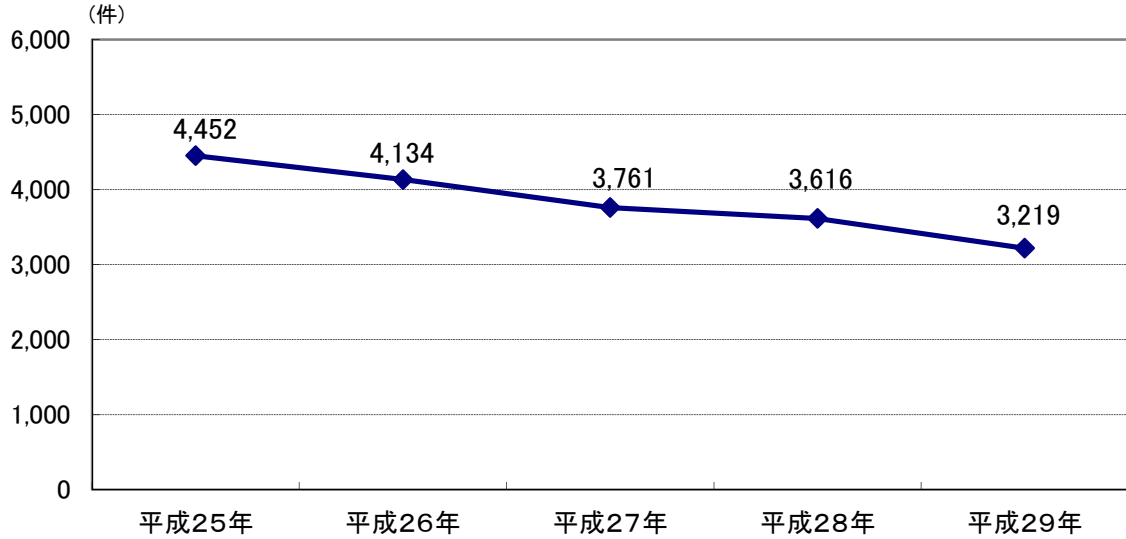


図5

学校におけるいじめ事案の推移

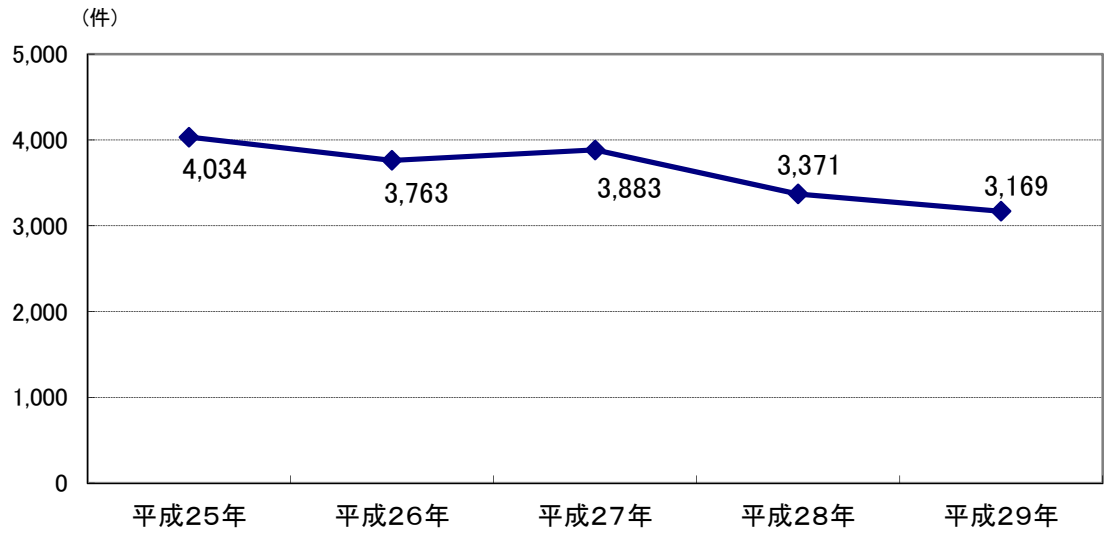
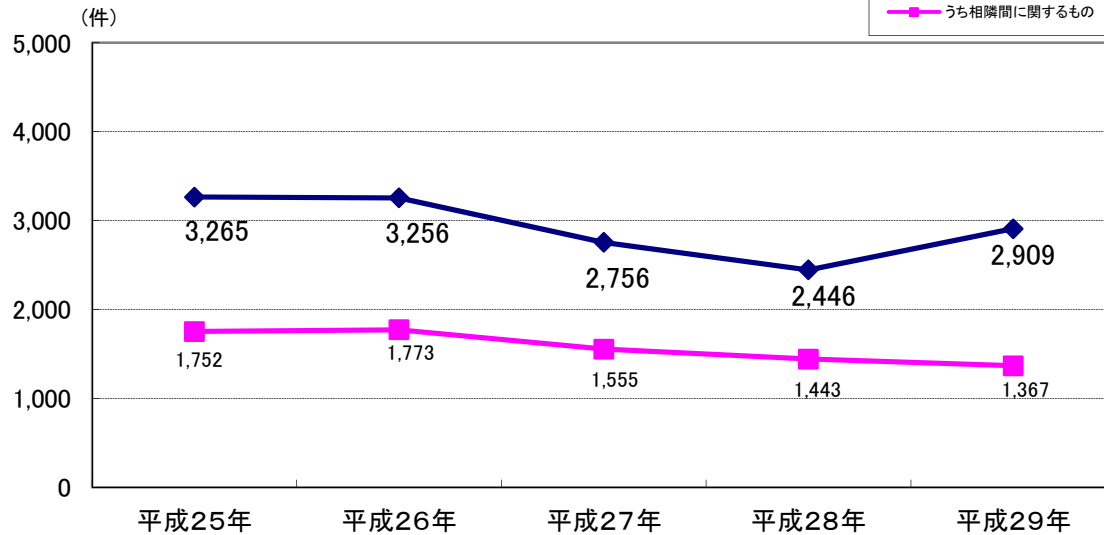
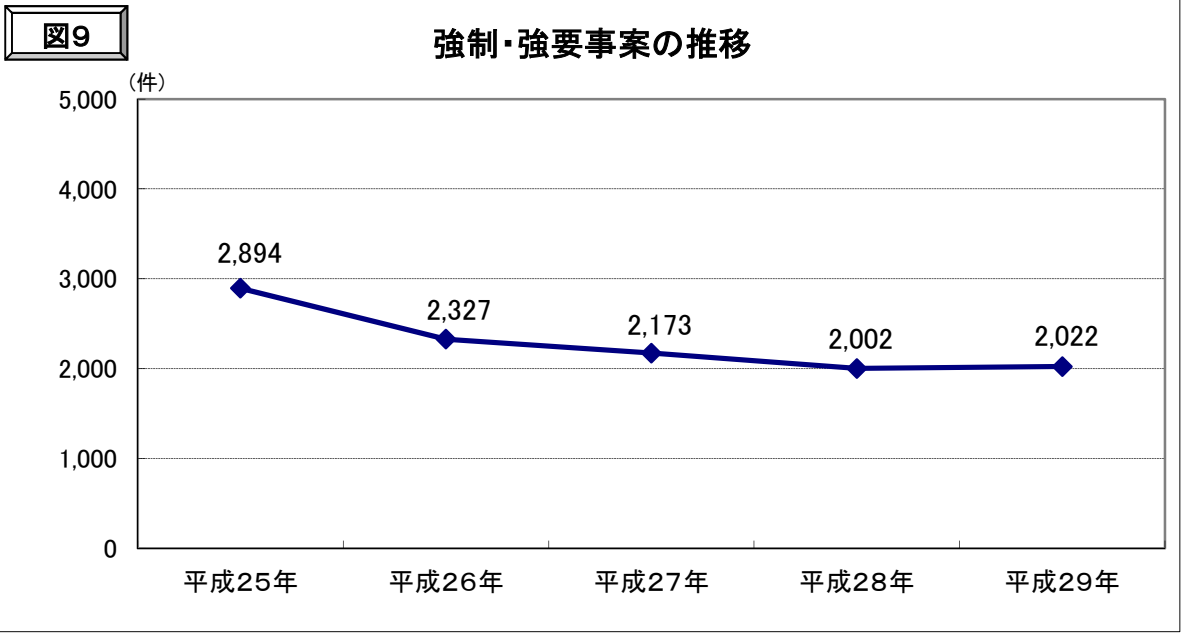
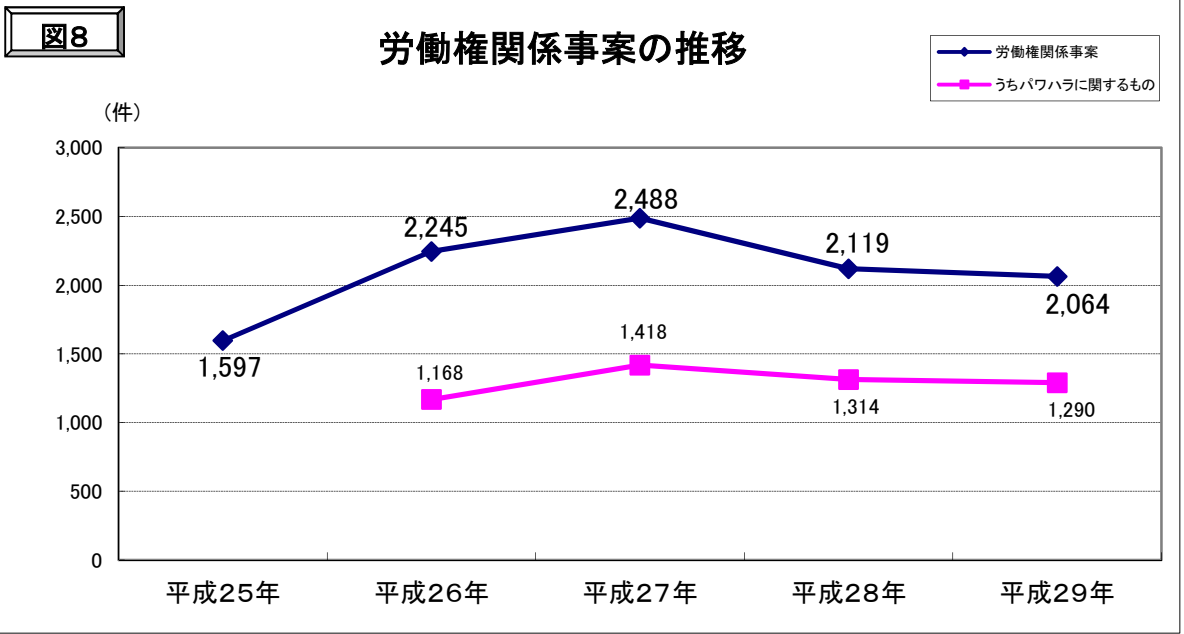
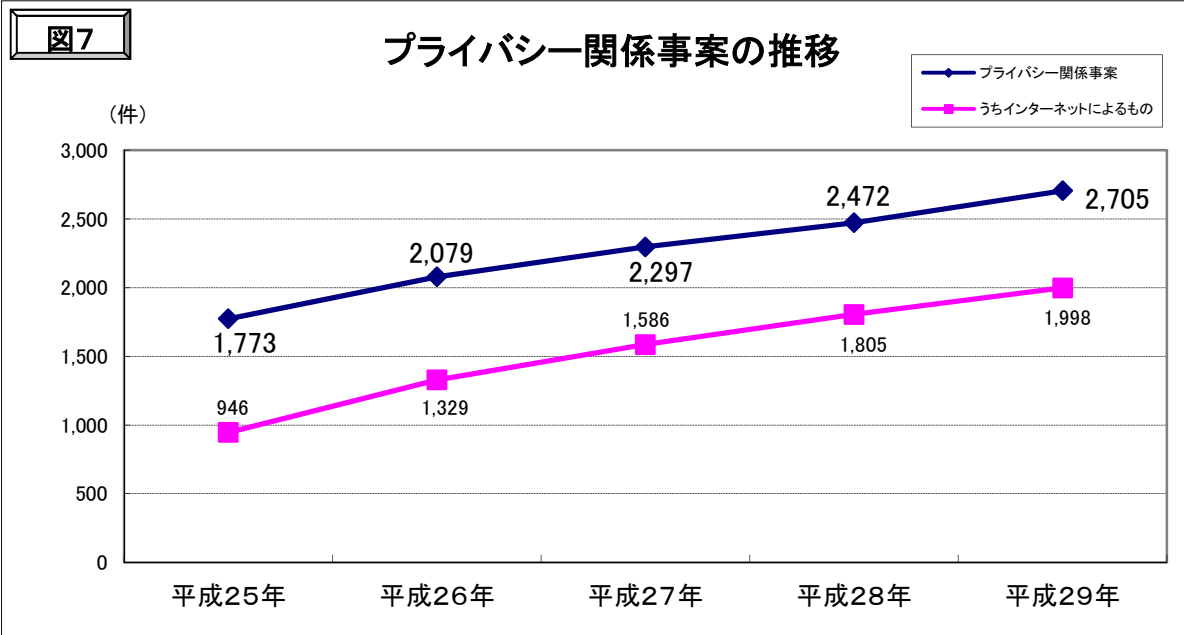
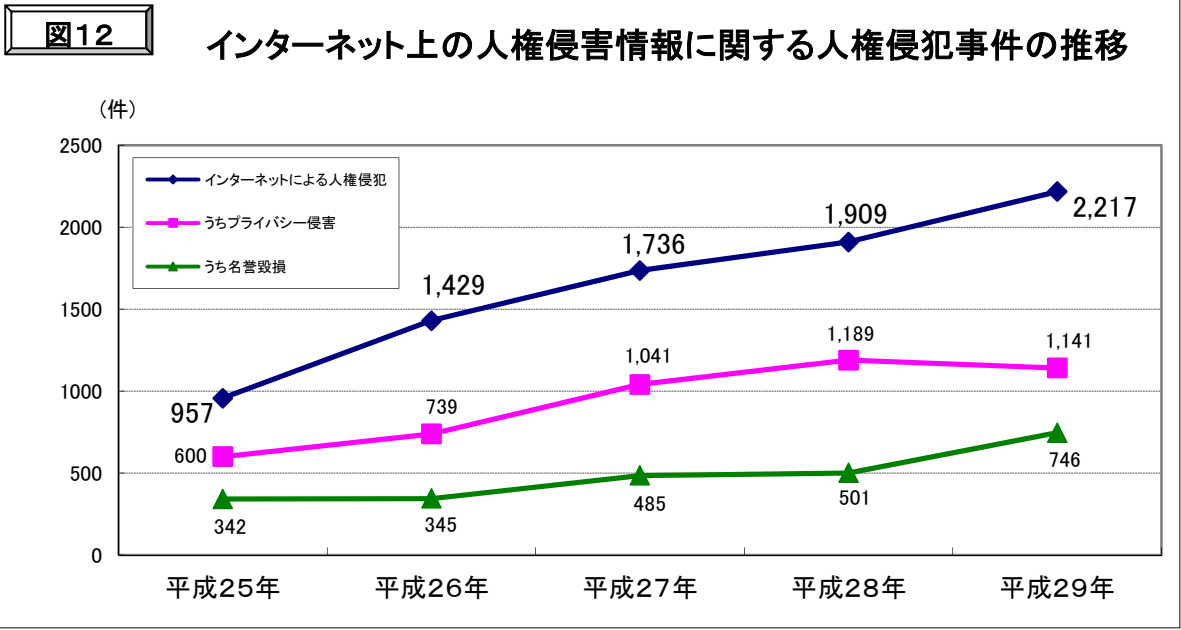
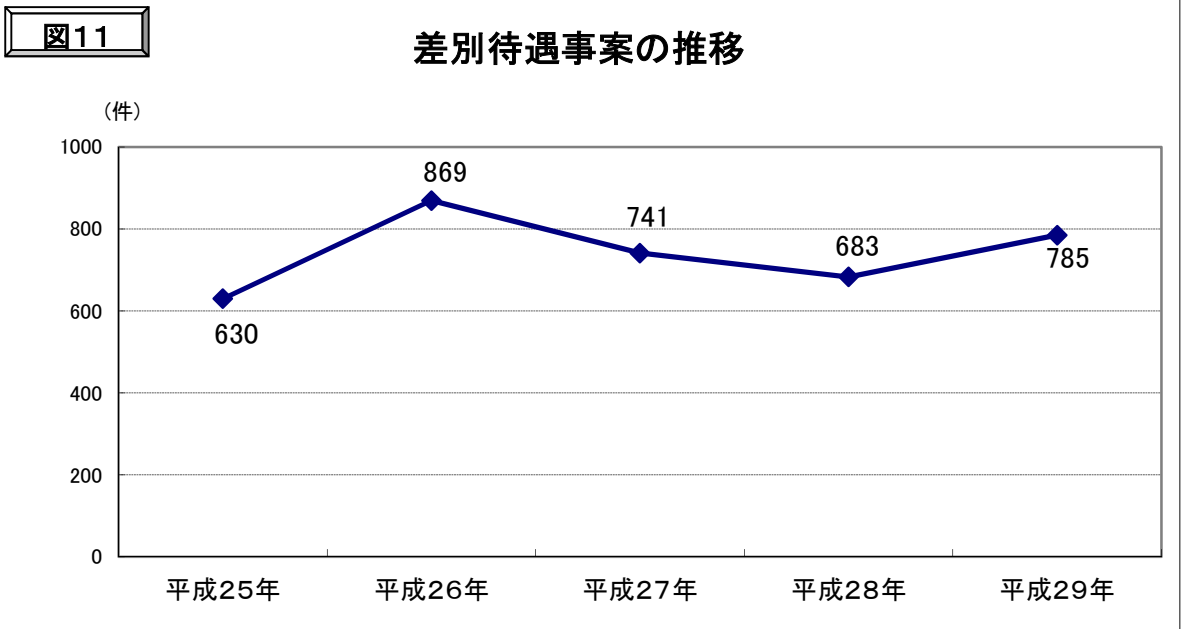
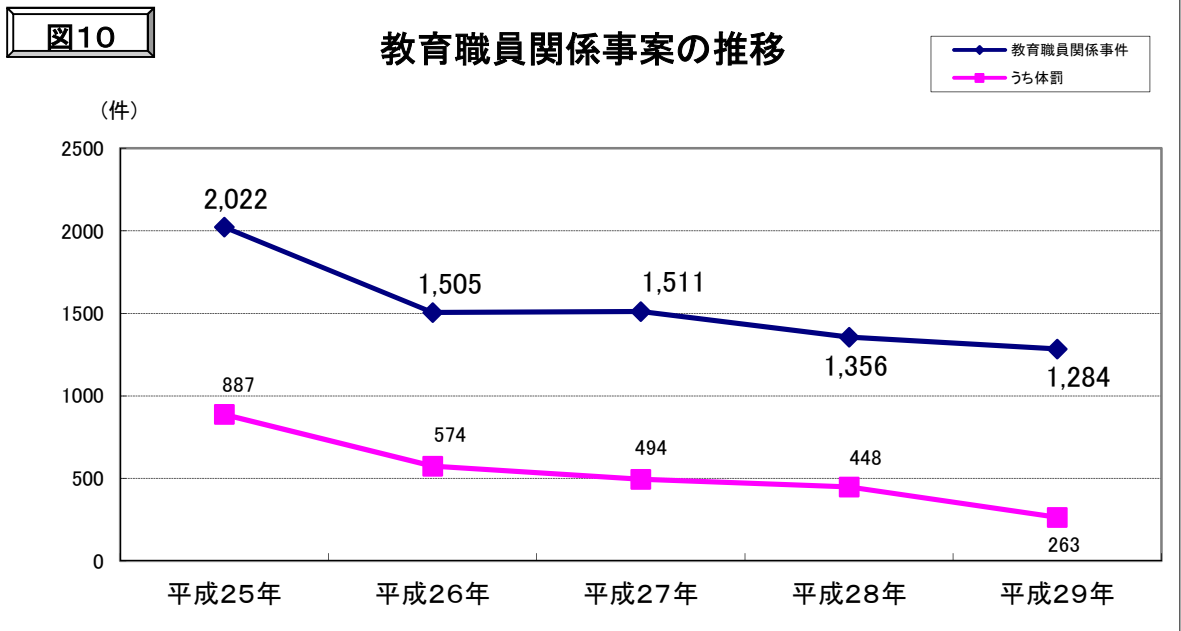


図6

住居・生活の安全関係事案の推移







平成 29 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

事例 1 夫の妻に対する暴行・虐待

妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴るなどの暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていたことを他人に話すなどされているとして、妻から法務局のインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が中心となって、警察等の関係機関と連携を図り、被害者の見守り体制を構築した。

また、被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、DV被害の登録のために警察署への同行を行うなど、人権擁護委員と法務局職員が被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の身体の安全の確保するに至った。(措置：「援助」)

事例 2 養父による性的虐待

中学生から、養父から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権 SOS ミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び中学校に連絡した上で、学校を通じて中学生と面会し、被害状況を確認するなどしたところ、養父が中学生に性的虐待を行っている疑いが強く認められたことから、その情報を児童相談所等の関係機関と共有した。

そして、児童相談所は、中学生を一時保護し、その承諾を得て警察に通報した。(措置：「援助」)

(学校におけるいじめ事案)

事例 3 中学校におけるいじめへの不十分な対応

男子生徒が、同級生から日常的に下着等を露出させられる等のいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、校長が十分な調査を怠り必要な措置を講じなかったことに起因して、いじめを継続させた事実が認められたため、今後、同様のことを繰り返すことのないよう説示した。(措置：「説示」)

事例4 高等学校におけるいじめに対する不十分な対応

高校生である被害者の同級生から、被害者がいじめを受けていることを学校に相談したにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、いじめが継続しているとして、「子どもの人権110番」に相談がされた事案である。

法務局は、学校に対して、本人との面談によるいじめに係る経緯等の確認と解消のための対応を働きかけたところ、生徒に対する見守り体制が構築されるに至った。その後、被害者の状況を確認したところ、いじめは解消し、学校で楽しく過ごしているとのことであった。(措置:「援助」)

(労働権関係事案)

事例5 職場の上司による部下に対する暴力

勤めていた法人の上司から暴力を振るわれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該上司が被害者の勤務態度に腹を立て、顔を書類で叩いた事実が認められた。

法務局は、当該上司に対し、本件行為が違法な有形力の行使であり被害者に肉体的・精神的苦痛を与えるものであるため、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。

また、当該法人の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「説示」「要請」)

(強制・強要関係)

事例6 未成年者へのわいせつ画像送信の強要

インターネット上で知り合った男性にわいせつな画像を送信してしまい、その後もその男性から画像の拡散をほのめかされるなどして複数回にわたって画像の送信を強要されているとして、中学生から「インターネット人権相談受付窓口」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、親にも警察にも話せないとする中学生の心情に配慮しながらも、保護者や関係機関と連携して対応した結果、中学生は保護者に事情を打ち明け、保護者とともに法務局に来庁し、法務局担当官とともに警察に赴いて被害届を提出するに至った。その後、警察による捜査が行われ、画像拡散の心配が低くなり、保護者からは安心を得られたとして感謝の言葉が述べられた。(措置:「援助」)

(差別待遇事案)

事例7 工場管理者による障害者に対する不適切な対応

足に障害がある小学生の親から、子どもが障害を理由に工場見学をさせてもらえないとして、法務局へ電話で相談された事案である。

法務局で調査した結果、工場の管理者は、小学校からの工場見学の申込みに対し、被害者が車椅子を使用していることのみを理由に、他の児童と同様の工場見学を認めない旨を学校側に連絡した事実が認められた。

そこで、法務局が工場の管理者に対し、一律の対応ではなく、被害者の親と直接話して被害者の身体の状態を十分に把握した上で、工場見学参加の可否について再検討するよう促したところ、同管理者と被害者の親との間で話し合いが行われ、その結果、被害者は、他の児童と一緒に工場見学に参加することができた。(措置：「調整」)

事例8 遊園地における知的障害者に対する利用拒否

知的障害のある者から、遊園地において、障害を理由にアトラクションの利用を拒否されたとして、法務局に相談がなされた事案である。

法務局が相手方遊園地から事実関係について聴取を行い、併せて障害者差別解消法の趣旨等を説明の上、知的障害者の利用を一律に制限する規定の見直しを促したところ、相手方は利用者の症状を個別に判断し利用の可否を決定するよう規定を改正し、後に被害者はアトラクションを利用することができた。

(措置：「調整」)

事例9 インターネット上における識別情報の摘示

インターネット上の掲示板に、実在する特定地域を同和地区であると摘示するとともに、当該地区の住民への差別を助長させるような内容が書き込まれている旨、法務局に情報提供がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書込みは、特定地域の地域住民に対して、不当な差別的な取扱いをすることを助長又は誘発するおそれがあり、人権擁護上問題があると認められたため、法務局からサイト管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書込みは削除されるに至った。(措置：「要請」)

事例10 外国人に対する差別的発言

日本語を十分に話せず、外国語を使っている外国人が、同じ団地に住む隣人から当該外国語が分からないとして侮辱されたり、祖国に帰るよう申し向ける趣旨の発言を繰り返されているとして、当該外国人から法務局に相談がされた

事案である。

法務局で調査した結果、隣人の発言は、当該外国人が日本語を十分に話せず、外国語を使っていることなどを理由に一方的に申し向けられたものであり、同人の人格権を侵害するものであると認められた。

そこで、法務局は、隣人に対し、今後、基本的人権尊重の理念について正しい理解を深め、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

事例11 性別変更した者に対する公衆浴場の利用拒否

性別適合手術を受け、戸籍上も性別を女性に変更して生活している者が入浴施設の利用を申し込んだところ、性別を変更した女性であることのみを理由に、その施設の利用を拒否されたとして、法務局に相談がなされた事案である。

法務局が調査した結果、同施設職員が被害者の前記申込みの断念を促すかのような配慮に欠ける発言をしたことが判明したため、同施設は、再発防止のために従業員に対する研修を実施するとともに、被害者からの同施設利用の申込みが再度あった場合には、これに応じる意向を示した。その後、被害者は、同施設の利用が可能となり、同施設の対応に理解を示すに至った。

（措置：「調整」）

「女性の人権ホットライン」統計資料

○ 設置目的

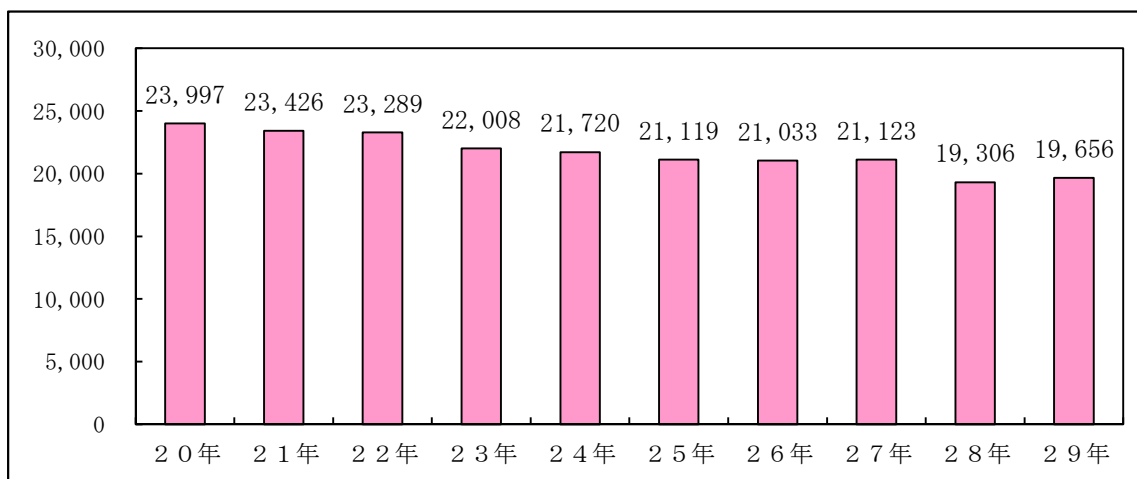
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成25年～29年）

相談内訳	平成	25年	26年	27年	28年	29年
① 暴行・虐待		1,813	1,694	1,727	1,591	1,108
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,254	1,338	1,413	1,202	1,068
③ セクハラ		334	412	378	368	338
④ ストーカー		438	383	306	321	346
⑤ その他		17,280	17,206	17,299	15,824	16,796
合計(件)		21,119	21,033	21,123	19,306	19,656

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

○ 利用件数の推移（平成20年～29年）



「子どもの人権110番」統計資料

○ 設置目的

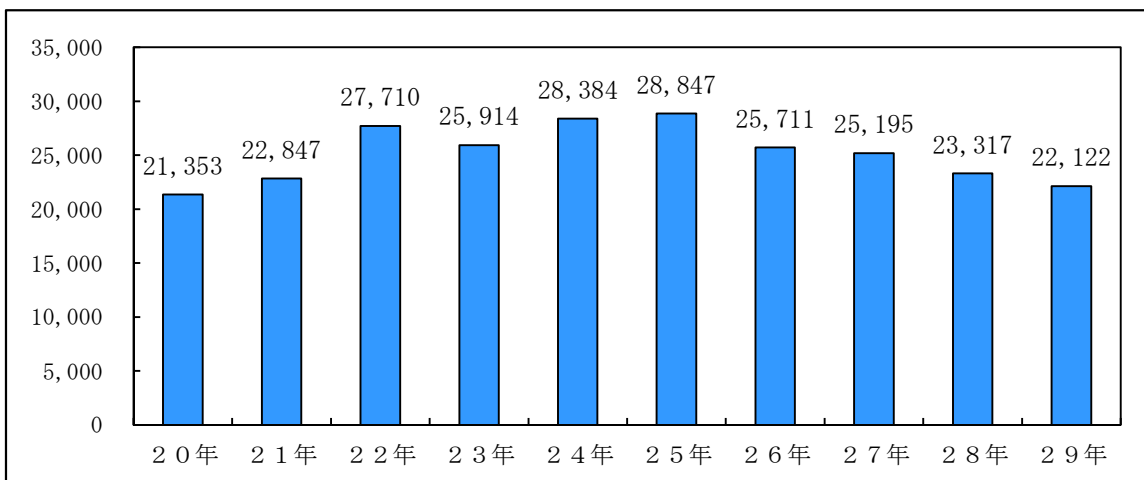
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成25年～29年）

相談内訳 \ 平成	25年	26年	27年	28年	29年
① 暴行・虐待	669	741	674	624	511
② いじめ	4,097	3,384	3,657	3,020	3,029
③ 体罰等	3,463	2,913	2,857	2,703	2,756
④ その他	20,618	18,673	18,007	16,970	15,826
合計（件）	28,847	25,711	25,195	23,317	22,122

注) ①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

○ 利用件数の推移（平成20年～29年）



「インターネット人権相談」統計資料

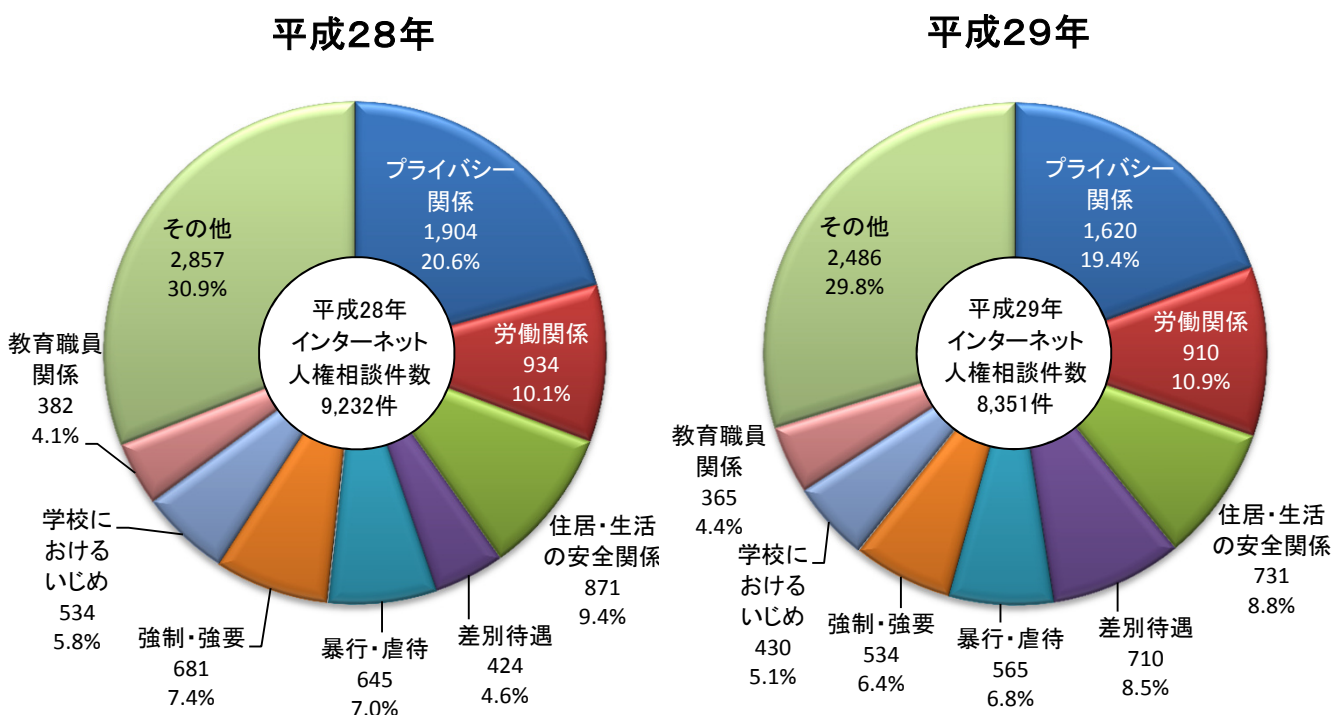
○ 設置目的

若年層を中心に広く電子メールサービス等インターネットが利用されている状況を踏まえ、相談しやすい体制の強化を目的として、平成19年2月から、インターネットを利用した人権相談受付システムを導入、運用している。

○ インターネット人権相談受付窓口 (<http://www.jinken.go.jp/>)

受付窓口は、子ども用（SOS-eメール）と大人用に分かれており、それぞれ、パソコン用と携帯電話用に対応している。また、平成28年3月からは英語及び中国語に対応した受付窓口を整備し、さらに、平成29年3月からはスマートフォンに対応した窓口を設置し、より利用しやすい環境の整備に努めている。

○ インターネット人権相談種類別構成比の比較



○ インターネット人権相談の特色

インターネット人権相談は、24時間いつでもフォームに入力して送ることができ、比較的気軽に人権相談のできる手段である。

人権相談の類型別内訳を見ると、他の手段も含めた全人権相談と比較して、プライバシー関係の相談の割合が高い（平成29年では、全人権相談におけるプライバシー関係の相談の割合は4.7%）。これは、プライバシー侵害、名誉毀損といったインターネット上の人権侵害情報に関する相談について、インターネット人権相談を利用することが多いためと思われる。

そのほか、相談者の年齢構成で見ると、高齢者の割合が極めて低く、18歳未満の児童の割合が高い。

なお、平成29年の特徴として、差別待遇に関する相談が前年から67.5%増加の710件となった。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

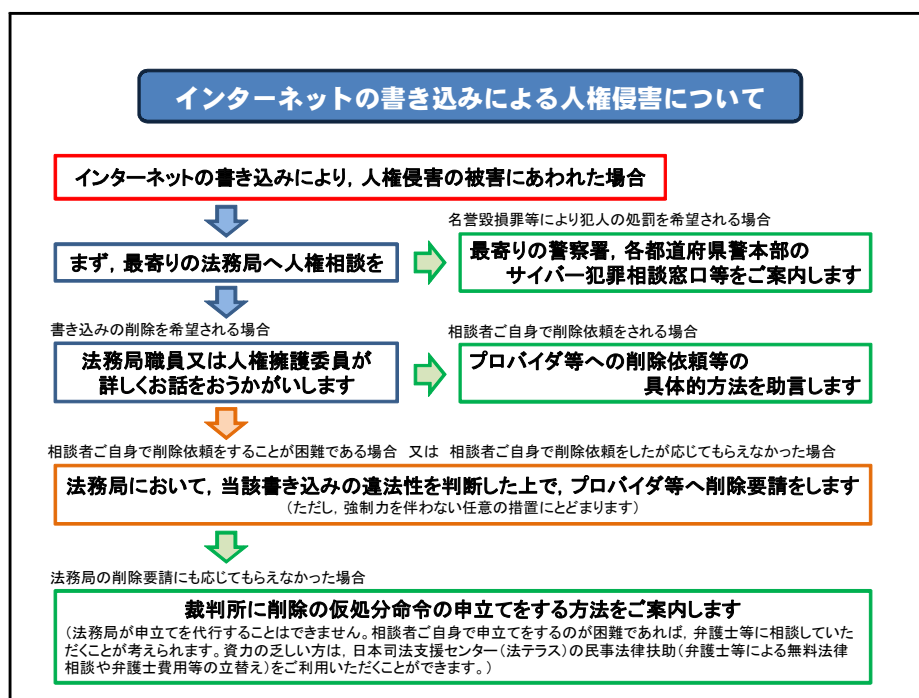
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

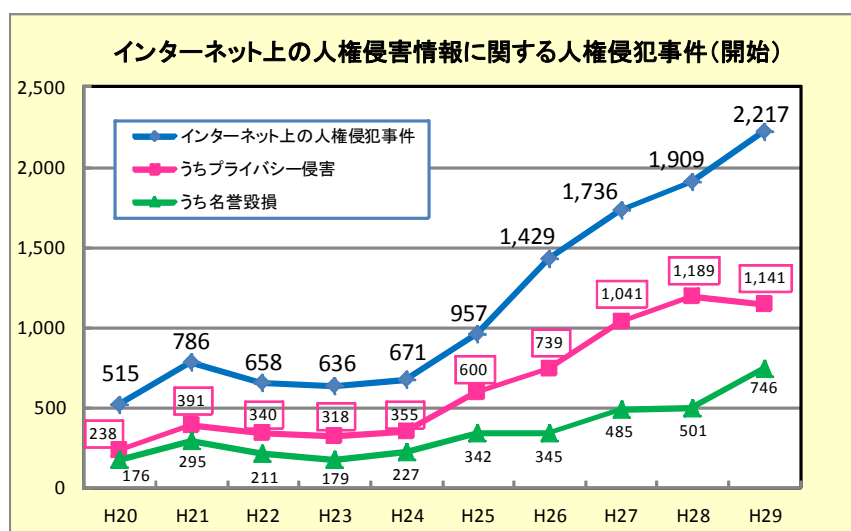


2 平成29年における人権侵犯事件の動向について

(1) 新規救済手続開始件数について

平成29年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,909件を308件上回る2,217件（16.1%増加）で、5年連続して過去最高^(注)の件数を記録した。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,141件（対前年比4.0%減少）、名誉毀損事案が746件（対前年比48.9%増加）となっており、この両事案で全体の85.1%を占めている。

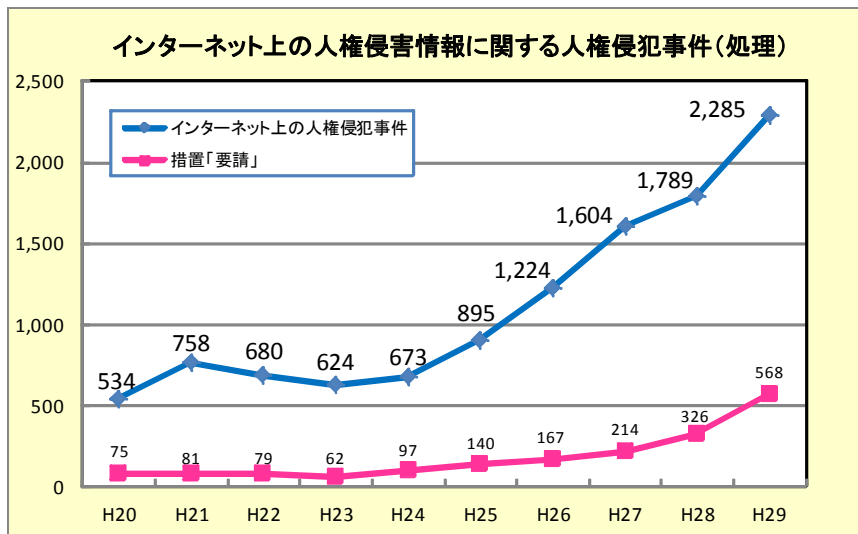


(2) 処理件数について

平成29年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,789件を496件上回る2,285件（27.7%増加）で、5年連続して過去最高^(注)の件数を記録した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、568件であった。

(注) 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。



(3) 具体的事例について

当機関が平成29年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

難病を持つ子どもの親から、自身のブログに掲載した子の画像等を悪意ある形で転載され、誹謗中傷する内容が書き込まれているとして、法務局へ被害が申告された事案である

法務局で調査した結果、当該画像等は被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものと認められたため、法務局がサイト管理者等に削除要請を行ったところ、ほぼ全ての画像及び書き込みが削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例2] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

全国的に報道された刑事事件に関連して、当該事件とは無関係の被害者が当該事件の被疑者の関係者であるとする虚偽の情報とともに被害者の氏名や画像がインターネット上のブログ、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、動画投稿サイトに掲載され、個人の名誉・信用等を毀損し、又はプライバシーが侵害されているとして法務局に被害申告がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者のプライバシーを侵害し、又は名誉・信用等を毀損するものと認められたため、法務局から当該サイト管理者等に対し削除要請を行ったところ、全ての画像及び書き込みが削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

において、なりすましアカウントにより被害者の上半身裸の画像が掲載されていたところ、被害者自身でSNSの運営会社に対し、アカウントの削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局へ相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行ったところ、本件アカウントは削除されるに至った。(措置：「要請」)

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<http://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」等の人権啓発資料を法務省ホームページ上で提供している（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）ほか、啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」を作成し、YouTube法務省チャンネルで配信している（<http://www.youtube.com/M0Jchannel>）。また、スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまってインターネットの匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が特に青少年を中心に発生していることを受け、携帯電話会社等と連携して、児童・生徒等を対象とする人権教室を実施しているほか、講演会、シンポジウムの開催等、各種啓発活動を実施している。

